

令和6年第2回豊頃町議会臨時会会議録

令和6年5月10日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第1号	専決処分の承認 (令和5年度豊頃町一般会計補正予算(第8号))
日程第 4	議案第21号	令和6年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)
日程第 5	議案第22号	豊頃町税条例の一部改正
日程第 6	議案第23号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第 7	同意案第2号	豊頃町教育委員会教育長の任命

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	小 野 直 人 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
福 祉 課 長	鎗 木 政 洋 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	山 崎 勝 巳 君
会 計 管 理 者	大 長 根 典 子 君

農業委員会事務局長	林 谷 一 徳 君
教育委員会教育課長	森 直 史 君
総 務 課 参 事	江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 長	三 島 佑 里 奈 君

午前 10 時 00 分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和 6 年第 2 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番岩井明議員及び 4 番杉野好行議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 中村議長 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎ 承認第 1 号

- 中村議長 日程第 3 承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書 17 ページを御覧ください。

承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度豊頃町一般会計補正予算（第 8 号）を令和 6 年 3 月 28 日専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第 8 号）、1 ページを御覧ください。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、地方譲与税、利子割交付金ほか歳入各款の額が確定、歳出において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業を精

査するなど、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２，５８３万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６７億４，４１４万１，０００円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

１８ページをお開き願います。

なお、共済費の補正につきましては、共済組合負担金のうち基礎年金拠出金の負担率が令和５年４月に遡及して引き下げられたことに伴う減額補正であります。

１款議会費、１項議会費から一般職共済組合負担金６万１，０００円を減額。

２款総務費、１項総務管理費において、３目財産管理費に減債基金積立金１億３，４００万円を追加するなど計１億３，４６４万８，０００円を追加。

２０ページ、３款民生費、１項社会福祉費から物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金４３４万円を減額するなど、計６０４万４，０００円を減額。

２項児童福祉費から会計年度任用職員共済組合負担金２７万７，０００円を減額。

２２ページ、４款衛生費、１項保健衛生費から一般職共済組合負担金１８万９，０００円を減額。

５款農林水産業費、１項農業費において、４目道営事業費から道営農地整備事業負担金１００万６，０００円を減額するなど計１３４万６，０００円を減額。

２４ページ、４項水産業費から燃油高騰対策事業交付金２万円を減額。

６款商工費、１項商工費から一般職共済組合負担金８万円を減額。

７款土木費、１項土木管理費から一般職共済組合負担金６万３，０００円を減額。

２項道路橋梁費から、一般職共済組合負担金６万１，０００円を減額。

２６ページ、９款教育費、１項教育総務費から共済費５４万４，０００円を減額。

２項小学校費、２目教育振興費から学校給食費補助金５万円を減額するなど計８万円を減額。

３項中学校費から、学校給食費補助金５万円を減額。

次に、歳入につきましては、１０ページを御覧ください。

２款地方譲与税、１項自動車重量譲与税に２１０万８，０００円を追加。

２項地方揮発油譲与税から４万４，０００円を減額。

３項森林環境贈与税に２万４，０００円を追加。

３款利子割交付金に６，０００円を追加。

４款配当割交付金から６１万１，０００円を減額。

５款株式等譲渡所得割交付金に１０７万７，０００円を追加。

１２ページ、６款法人事業税交付金に３７５万９，０００円を追加。

7 款地方消費税交付金から 3 6 1 万 7, 0 0 0 円を減額。

8 款自動車税環境性能割交付金に 4 7 5 万 8, 0 0 0 円を追加。

9 款地方特例交付金に 2 0 万 7, 0 0 0 円を追加。

1 0 款地方交付税において、普通交付税及び特別交付税合わせて 1 億 3 9 0 万 5, 0 0 0 円を追加。

1 1 款交通安全対策特別交付金から 1 3 万 1, 0 0 0 円を減額。

1 4 ページ、1 2 款分担金及び負担金、1 項分担金から道営負担事業 9 万 5, 0 0 0 円を減額。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金から公立学校施設整備事業補助金 1, 4 2 2 万 4, 0 0 0 円を減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1, 0 9 7 万 9, 0 0 0 円を追加するなど、計 3 7 1 万 8, 0 0 0 円を減額。

1 5 款道支出金、2 項道補助金から 2 1 万 5, 0 0 0 円を減額。

3 項委託金から知事道議会議員選挙執行事務 3 8 万円を減額。

1 6 款財産収入、1 項財産運用収入に基金積立金利子 1 万円を追加。

1 6 ページ、2 項財産売払収入に土地売払 3 2 6 万円を追加するなど計 3 3 8 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 7 款寄附金にふるさと応援寄附金 1 2 9 万 4, 0 0 0 円を追加するなど計 1 4 0 万 4, 0 0 0 円を追加。

2 1 款町債に豊頃小学校改修事業 1, 4 2 0 万円を追加するなど計 1, 4 0 0 万円を追加。

次に、第 2 条、地方債の補正につきましては、5 ページ、第 2 表地方債補正を御覧ください。

過疎対策事業の限度額を 1 0 億 3, 3 2 0 万円に、公共事業等債の限度額を 3, 4 0 0 万円に改め、地方債限度額の総額を 1 1 億 4, 2 3 8 万 1, 0 0 0 円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、承認第 1 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第21号

●中村議長 日程第4 議案第21号令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第21号令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

一般会計補正予算書（第1号）、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,525万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費に庁舎時計制御装置更新工事75万円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費に高齢者健康増進センター修繕料50万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページをご覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税125万円を追加するものであります。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に歳出については、項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 2 2 号

●中村議長 日程第 5 議案第 2 2 号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第 2 2 号豊頃町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、別紙議案説明書により御説明いたします。議案説明書 1 ページ、説明第 1 号を御覧ください。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、個人住民税の定額減税の実施等、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）ほか関係する政令等が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。

1 ページ後段、附則第 7 条の 5、2 ページ、附則第 7 条の 6、附則第 7 条の 7 については、令和 6 年度分の個人住民税の定額減税の規定の新設による改正、附則第 7 条の 8 については、一部実施となる令和 7 年度分の個人住民税の定額減税の規定の新設による改正であります。

定額減税の概要につきましては、令和 6 年度税制改正大綱において、持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和 6 年分の所得税及び令和 6 年度分の個人住民税において、定額減税を実施することとなりました。

このたびの税条例改正となる個人住民税の定額減税の内容につきましては、令和 6 年度個人住民税の所得割から、納税義務者本人 1 万円、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円、この合計額が減税されるものです。

定額減税の規定の新設による改正は、附則第 8 条第 2 項及び第 3 項、3 ページ、附則第 16 条の 3 第 3 項から、4 ページ、附則第 20 条の 3 第 2 項及び第 5 項までが関連する改正となります。

戻りまして、2 ページ、附則第 10 条の 2 の改正においては、固定資産税の負担軽減措置として、再生可能エネルギー発電設備に係る一定のバイオマス発電設備の課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定の新設及び条例の項ずれによる改正であります。その他関連する法令等の改正による条例改正となります。

議案書 12 ページ後段をご覧ください。

附則といたしまして、第 1 条には施行期日を規定しております。なお、附則第 1 条第 2 号の施行日につきましては、引用する公益信託に関する法律が現在国会で審議中であり、公布になりましたら法律番号を記載することとしたいのでご了承願います。

第 2 条には町民税に関する経過措置を、第 3 条には固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 23 号

●中村議長 日程第 6 議案第 23 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

加藤住民課長。

●加藤住民課長 議案第 23 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきまして、別紙議案説明書により御説明いたします。議案説明書 5 ページ説明第 2 号を御覧ください。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令 137 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。第 2 条第 3 項の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の 22 万円から 24 万円に引き上げるもので、基礎課税額の限度額 65 万円、介護納付金課税額の限度額の 17 万円を合わせ、合計 104 万円から 106 万円と 2 万円引き上げとなります。

次に、第 23 条第 1 項の改正につきましては、低所得者世帯にかかる国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を 5 割軽減で現行の 29 万円から 29 万 5,000 円に、2 割軽減で現行の 53 万 5,000 円から 54 万 5,000 円に改正するものです。

適用期日につきましては、いずれも令和 6 年 4 月 1 日であります。

なお、附則として、第 1 項には施行期日を、第 2 項には適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年 2 月 9 日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日、改正案どおり答申されておりますことをご報告させていただきます。

以上でありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

- 中村議長 再開します。

◎ 同意案第2号

- 中村議長 日程第7 同意案第2号豊頃町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

- 按田町長 議案書19ページをお開きください。同意案第2号、豊頃町教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、本年5月16日をもって任期満了となる現教育長の中川直幸氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩栄町182番地15。

氏名は、中川直幸氏であります。

任期は、令和6年5月17日から令和9年5月16日までであります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

●中村議長 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

(議場の出入口を閉鎖)

午前10時24分 再開

●中村議長 再開します。

ただいまの出席議員は9名です。

なお、本同意案は、一般議事であるため、議長を除く8名による投票となります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番小笠原玄記議員、2番後藤孝夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

●中村議長 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票については、会議規則第84条の規定によって、反対とみなす取り扱いとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

●中村議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

●中村議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、投票記載所において投票用紙に賛成、反対を記載の上、順番に投票願います。

●山田事務局長 1 番小笠原玄記議員。2 番後藤孝夫議員。3 番岩井明議員。4 番杉野好行議員。5 番藤田博規議員。6 番大崎英樹議員。7 番大谷友則議員。8 番坂口尚示議員。

●中村議長 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

●中村議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

小笠原玄記議員、後藤孝夫議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員が開票の立ち会いを行う)

(開 票)

●中村議長 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票。有効投票 8 票。無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成票が多数です。

したがって、同意案第 2 号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入口を開錠)

◎ 閉議宣告

●中村議長 これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

◎ 教育長就任の挨拶

●中村議長 次に、先ほど教育長に任命同意されました中川教育長から、特に発言を求められておりますので、これを許します。

中川教育長。

●中川教育長 議長のお許しをいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

ただいま、教育長の任命につきまして議会の同意をいただき、誠にありがとうございました。私自身 1 期 3 年務めさせていただき、改めてその職責の重大さを痛感した次第であります。

もとより微力ではありますが、按田町長のもと、みんなが主役、一人一人が大切、そして明るく豊かなまちづくりのため、報徳のおしえを受け継ぐことを誇りとするまちづくり、ひとづくりのため、また、豊頃町の教育の更なる充実のため、全力を尽く

してまいりますので、引き続き、議員各位の御指導、御鞭撻と町民皆様の御支援を心からお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◎ 閉会宣告

●中村議長 これで、令和6年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午前10時42分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員